

## 来鉢神社の沿革(その二)

加藤 照 廣

### VII 第二次大戦後の来鉢神社

#### 一 政教分離指令と宗教法人令

昭和二十年十二月十五日、占領軍総司令部から「国家神道（神社神道）」に対する政府の保護、支援、保全、監督及び弘布の廃止に関する覚書（所謂「政教分離指令」）が日本政府に発せられた。政府はこの指令にもとづき、翌二十一年二月二十二日、宗教法人令を公布した。この法令により神社は宗教法人として出発することとなった。来鉢神社も同年四月二十七日付けで県知事宛に神社規則届を提出した。届出の管理者は宮崎成夫宮司であった。

#### 二 来鉢神社規則

\* 来鉢神社は神社本庁に所属すること、大祭・中祭月日、宮司、氏子・崇敬者の定義、総代の定員・任期、財産管理・財務などを定めている。

##### 第一章

第一条 本神社ハ維神ノ大道ニ遵ヒ同胞ヲシテ神恩ヲ奉謝シ神徳ヲ奉体セシメ淳厚ナル民風ヲ作興シ以テ世界人類ノ福祉ニ寄与スルヲ目的トス。

第二条 本神社ハ来鉢神社ト称ス。

第三条 本神社ノ所在地ハ石城川村大字来鉢。

第四条 本神社ハ神社本廳ニ所属ス。

##### 第二章 祭祀

第五条 本神社ノ大祭次ノ如シ。

祈年祭 三月十一日

新嘗祭 十二月十一日

例祭 五月十一日

遷座祭 (月日は印刷不鮮明)

第六条 本神社ノ中祭次ノ如シ。

(条文略、歳旦祭・元始祭・紀元節・天長節・明治節)

第七条 十条 略

##### 第三章

第十一条 本神社ニ左ノ職員ヲ置ク。

宮司 一人

第十二条 宮司ハ本神社ヲ主管シ之ヲ代表ス。

第十三条 二十条 略

##### 第四章 氏子

第二十一条 従来ノ慣行ニ依ル氏子区域内ニ居住シ本神社ヲ崇敬スル者ヲ氏子ト称ス。前項以外ノ者ニシテ本神社ヲ崇敬スル者ヲ崇敬者ト称ス。

第二十二条 本神社ハ氏子及崇敬者名簿ヲ備付クルモノトス。

第二十三条 氏子及崇敬者ノ総代ハ氏子及崇敬者ノ中ヨリ宮司之

ヲ委嘱ス。

第二十四条 総代ノ定数ハ六人トス。

第二十五条 総代ノ任期ハ四年トス。(以下略)

第二十六条 総代ハ官司ヲ扶ケ神社ノ維持経営ニ協力スルモノトス。

第五章ノ七章 財産管理財務等、第三十九条まで省略

### 三 宗教法人法公布

昭和二六年四月三日、新たに宗教法人法が公布された。

\* 宗教法人令は占領軍総司令部の指示によって政府が発した命令であつて、国会の審議を経ていない。新たに公布された宗教法人法は国会の議決を経た法律である。同年九月八日サンフランシスコ講和会議で連合国との対日講和条約が調印された、翌二七年四月二八日発効し日本は独立した。

第一条ノ三条 略(この法律の目的、宗教団体の定義等)

第四条 宗教団体はこの法律により、法人となることが出来る。

第五条 宗教所轄庁は、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事とする。

\* (2項に包括宗教法人「神社の場合は神社本庁」の所轄庁は文部大臣とする旨を定める。)

### 四 宗教法人法による宗教法人設立

来鉢神社もこの法律に従つて新しい宗教法人を設立した。先ず氏子及び崇敬者その他利害関係人宛に、宗教法人設立のことを公

告した(昭和二七年三月一日付)。ついで神社規則を作り、神社本庁統理鷹司信輔宛に規則承認申請書を提出し(同二七六月一日付)、同年九月一〇日付で承認されると、次に同年九月に五日付で大分県知事宛に来鉢神社規則の認証を申請し、翌年七月二八日付で認証され、同年八月五日、宗教法人設立の登記をした。一般に宗教法人を設立するときは、信者・氏子に規則や設立の趣旨を公告しなければならないが、来鉢神社の場合は境内に掲示場を設けて公告した。この時の神社主管者は宮崎成夫宮司であつた。また時の宮総代は加藤繁喜・安部政木・佐藤長尾の三氏であつた。

### 五 「来鉢神社」規則(宗教法人設立に伴う新しい規則)

#### 第一章 総則

第一条 この神社は、宗教法人法による宗教法人であつて「来鉢神社」といふ。

第二条 来鉢神社(以下「本神社」といふ)の事務所は、大分県大分郡石城川村大字来鉢千六拾七番地に置く。

第三条 本神社は武内宿禰命、外一柱を奉斎し、公衆礼拝の施設を備へ、神社神道に従つて、祭祀を行い、祭神の神徳をひろめ、本神社を崇敬する者及び神社神道を信奉する者を教化育成し、社会の福祉に寄与し、その他本神社の目的を達成するための財産管理その他の業務を行ふことを目的とする。

第四条 本神社を包括する宗教団体は、宗教法人「神社本庁」とする。

第五条 本神社の公告は、神社の掲示場に、十日間掲示して行ふ。

## 第二章 機関

第六条 本章に定める機関の職は、すべて名誉職とする。

第七条 本神社に責任役員四人を置き、その一人を代表役員とする。

第八条 (略)

第九条 代表役員は、本神社の宮司をもって充てる。

第十条 代表役員以外の責任役員は、氏子崇敬者ノ総代その他の氏子又は崇敬者で神社の運営に適当と認められる者のうちから総代会で選考し、代表役員が委嘱する。

第十一条～十三条 (略)

第十四条 本神社に総代六人を置く。

第十五条 (略)

第十六条 総代は、氏子又は崇敬者で徳望が篤いものの中から選任する。その選任の方法は、役員会で定める。総代の任期は、三年とする。但し、補欠総代の任期は、前任者の残任期間とする。総代は、後任者が就任する時まで、なお在任する。

第十七条～三十九条 (略) 「職員・財産・会計・財産目録などを規定」

附則 この規則は、昭和廿八年七月八日から施行する。(以下略)

## 六 宗教学法人法による設立登記

宗教学法人設立のためには、登記しなければならなかった。来鉢神

社は昭和二十八年八月五日設立登記をした。この頃の記録に「神社明細書」がある。これによれば、

祭神 武内宿禰神 菅原道真神

祭儀 例祭 四月十一日 その他年中恒例祭儀 五回

社殿 本殿・拜殿・申殿 各木造(各建物の間口・奥行を記す)

主要建物 本殿、申殿、拜殿、社務所、神楽殿、外玉垣門、祭器

庫(神庫)、廻廊(京店)

境内地 八六〇坪 神社有地 (被讓與国有地)

境内神社 (空欄) 「神社の「由緒資料」の神殿及び拜殿の写真にそれぞれ左後方に小型の祠が見える」

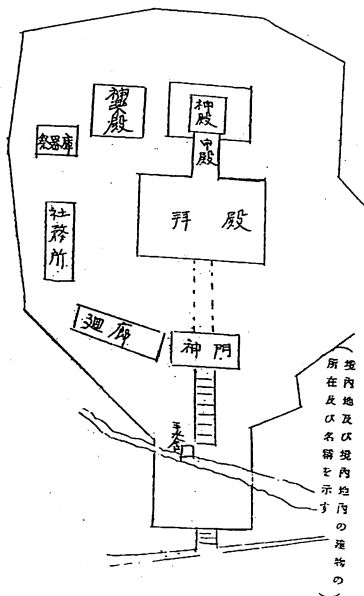
氏子数 一三〇世帯 崇敬者数 七八五人

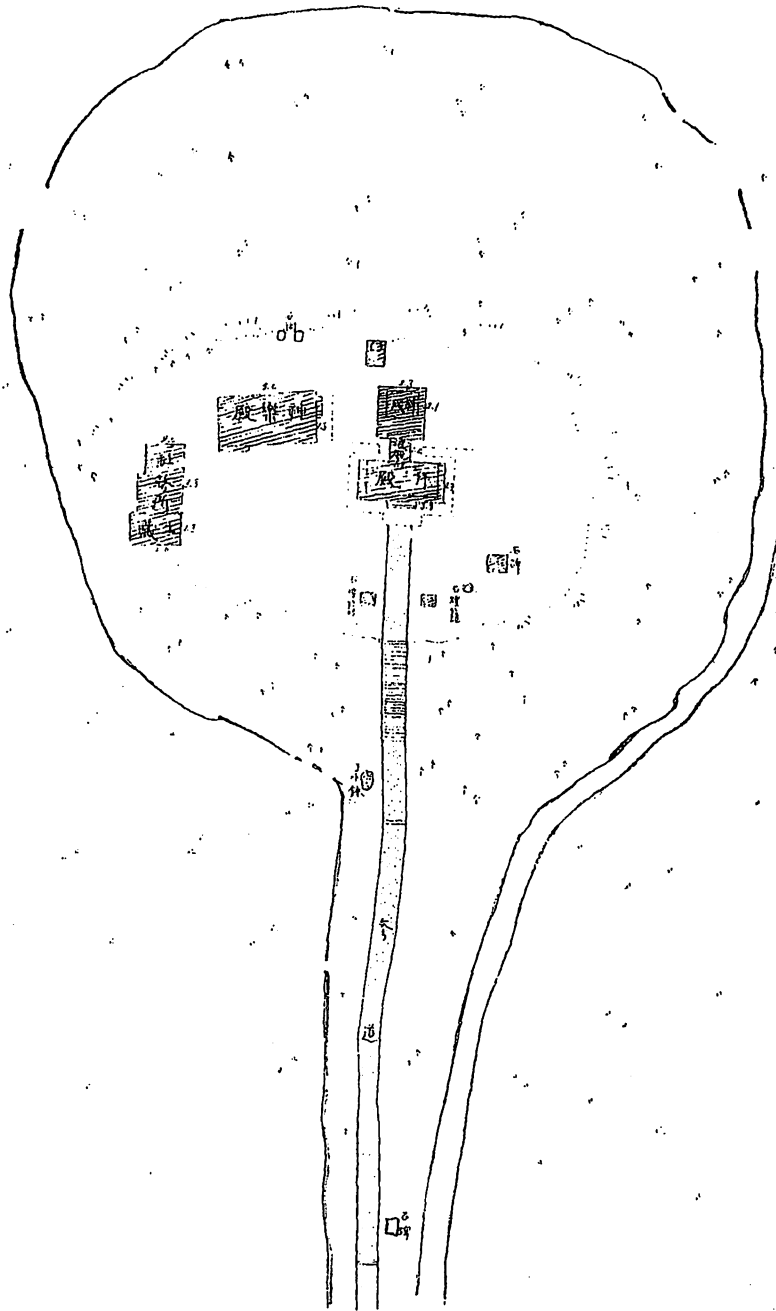
由緒 旧社格 郷社(由緒記事は神社の「由緒資料」の内容に同じ)

(以下略)

### 境内略図

来鉢神社配置略図





凡例  
 (建築物、衣冠、間、以テ單位ナシ  
 一單位以下ハ尺數ヲ示スモトス)

右上図は「由緒資料」に付いている平面図である。図の縮尺は三百五十分の一であるが、上図は原図をさらに二分の一に縮小したものである。この図では神殿の左後方に祠らしいものがある。(二十頁の六境内神社の項を参照)

神楽殿背後の二つの石祠は今も残っている。神門はまだなく、社務所の東側に土蔵が接続している。この形は「由緒資料」付図の写真と同じである。石段を登りつめると右方にある石碑は日露戦役記念碑、参道入口の右側の石碑は宝物塔と思われる。

### 七 農地改革と来鉢神社

① 農地改革 占領軍総司令部の

指令(昭和二十年十二月九日)に基づいて実施された。

第一次農地改革：昭和二十一年

二月、農地調整法を改正して着手したが、総司令部は不徹底であるとして、

さらなる改革を指示した。

第二次農地改革：同年十月、自作農創設特別措置法を制定して、より徹底した改革を実施し、同二四年九月にはほぼ終了した。完了は同二五年七月。

② 神社もこの改革法の適用をうけて、来鉢神社は田地約一町歩を耕作者に譲渡した。

## 八 境内地

① 明治（昭和（戦前））の境内

明治八年、社寺境内収納規定によって境内地・建物・及び神殿其の他の建物全部が国有となっていた。挾間町土地台帳によれば、来鉢神社の社地、境内地は千六拾六番の一、千六拾七番の二ヶ番地となっている。もと官有地であった。このうち千六拾六番の地は官有林であったが、明治二六年八月二二日付で「村社境外官林委託願」を出願した。この出願は氏子惣代の加藤駿平・加藤嘉平治・安部元五郎・佐藤菅治、詞掌宮崎徳馬連名で、熊本大林区署長宛、同年九月二二日付の奥印「利根」となっている。「利根」印は当時の石城川村長の利根鑑政が願書の文面に相違ない旨を証明したことを示すものである。（この願書が認可されたかどうかは不明）

ついで明治三二年六月一日付で、同官有林の「境内編入願」を社掌宮崎徳馬・氏子惣代加藤駿平・安部休四郎・安部元五郎・佐藤熊太郎の連名で内務大臣・農商務大臣宛出願し、同三

五年六月三〇日付認可された。挾間町土地台帳記載は所要の手続きを経て、同年「明治三十五年九月十八日来鉢神社境内ニ編入ス」となっている。

② 戦後の境内地

昭和二三年四月三〇日付で、神社主管者（宮司）宮崎成夫・氏子総代佐藤兵市・加藤百二・安部辰治郎・池永和三郎・安部種松・丸野伴蔵の連名を以て、本殿・拝殿・社務所三百五十一坪、参道八十一坪、境内地千五百十九坪及び立木二百七十五本等官有地物件全部の無償譲与を大蔵大臣宛請願し、翌二四年認可された。挾間町土地台帳には昭和二四年七月十五日付で、事由・所有権保存、所有者氏名・来鉢神社と記載されている。

## 九 境内に残る石造物及び絵画

① 鳥居左柱及び同鳥居額束

左の柱のみ現在の第一鳥居の後に立っている。七〜八頁⑧の安政二年の棟札銘文・発願主佐藤玄英、林右衛門の名は鳥居の左柱の刻名と同じである。

又平成六年六月の頃、発見された「尚社」と刻まれた額束は玉垂神社或は来鉢神社と改称される以前の「和尚社」時代の遺物で、「和」字が欠けたものである。安政二年は一八五五年。

② 宝物塔（参道の右側）

「宝物塔（左側）天明元年丑十月二八日（右側）二十四輩願主伊三郎」 天明元年は一七八一年。

③石灯笼 左右一对(拝殿前、町指定文化財)

「清常燈 (左側) 安政二年乙卯四月吉日 (右側) 願主嘉右門 九助」

④幟立台 左右一对(拝殿前、町指定文化財)

左台柱 「寛保三亥歳阿南郷来鉢村外十一邑」

右台柱 「四月吉祥日惣氏子中」 寛保三年は一七四三年

⑤石灯笼 二灯(神殿右側) 銘文不明

⑥石灯笼 (神殿右側)

「□:南無天満大自在天神宮 奉立石灯之事 干時寛永元年十一月吉日」

(裏面) 「大檀越」 寛永元年は一六二四年

⑦石造小祠(1) 神楽殿西側

(右壁) 「右染故(意味不明) 明治二十年旧十一月 加藤嘉作 全彦一」 祠内に三角型の石を安置する。

石造小祠(2) 神楽殿西側 銘文不明

石造小祠(3) 神門左側 明治維新以前の鳥居の額「和尚社」

(「和」字を欠く) を納める。平成十一年八月建立、寄進者は宮師昭氏、宮師氏は和尚社祭神・金亀和尚の第五二世の子孫である。現在宮崎県延岡市在住。宮師家は当社と関係深い

禱原八幡宮創建以来代々の宮師職であった。(二一四頁参照)

⑧「猿田彦大神」板碑(自然石に刻む)

「明治二十八年 猿田彦大神 旧十一月二十八日 中苑組」と刻んである。猿田彦大神は『日本書紀』によれば、天

孫瓊瓊杵尊降臨の際、天八達之衢に居て、尊の道案内をした神で、鼻の長さが七咫(約十六センチの七倍)あり、身長は七尺余り、口は明く輝き、眼は八咫鏡のようで、赤く輝くようすは赤い酸漿ににているという神で、天八達之衢に居たというように衢の神(分かれ道に立つ神)とされている。

室町時代以降、江戸時代に民衆の信仰(のちに娯楽の意味も加わった)のひとつに庚申待(庚申会)があった。例えば、小字単位に講をつくって、庚申の日に、神道では猿田彦神を祭って夜通し酒宴を開いたりして、一晚中寝ないで過ごした。この夜眠ると人の腹中にいるという三戸(三匹)の虫が抜け出て、その人の罪過を天帝に告げて早死させるといわれた。また、その夜、男女が結ばれて子供ができると、その子は盗人になるといわれた。庚申待に猿田彦神を祭るのは、申と猿とが結びついたものである。なお、十干・十二支の組み合わせは最初の甲子にはじまって最後の癸亥まで六十あるから、庚申は六十日に一回まわってくる。猿田彦神は衢の神・瓊瓊杵尊の道案内をした神であるから、道祖神でもあった。この神は旅人の安全を守る神、一般に村境、峠、別かれ道などに祀られていた。

来鉢神社の「猿田彦大神」は中苑(中園)組が立てたものである。中園には昔から庚申講があつて、庚申祭りを行っていた。中園では庚申様は「田の神」とされていたという。神社の「猿田彦大神」は中園の庚申祭りと深い関係があると思わ

れる。庚申待は影ノ木でも行われていた。

⑨ 絵画

(一) 絵馬(拜殿の欄間正面の右側、町指定文化財)

向原の即願寺紫陽の署名・(文樹奉納紫陽画)とあり、発起人は阿部了知・加藤為三郎・安部休四郎の三人で、奉納日は明治二十五年十一月三日となっている。

(二) 絵馬(拜殿右側の欄間)

絵の具の剥落がひどく、細部ははつきりしない。雅楽の舞いのように見える。楽太鼓が描かれている。

(三) 天井絵

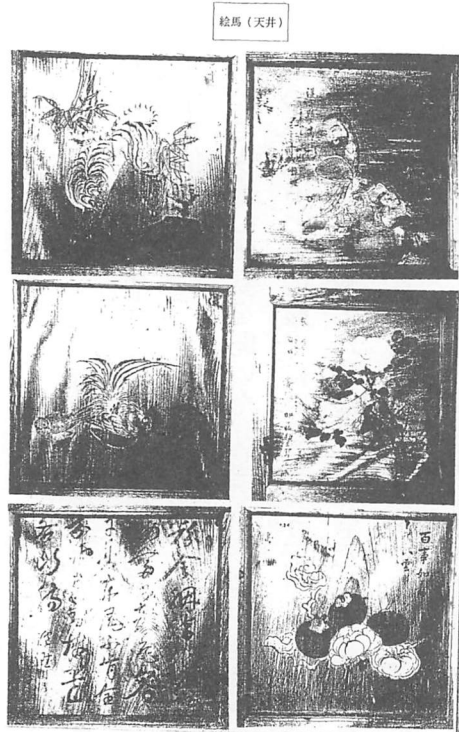
縦十枚、横十四枚計一四〇枚の天井絵馬が描かれている。これらの絵馬は氏子・崇敬者の寄付によるものであり、なかには文樹(即願寺紫陽)写という署名のものもある。また絵のほか墨書もある。

寄進した人々の一例、字アシマツ 大野弥市・長川両平、字カゲノキ 安部フミ・佐藤ユウ・加藤勘三郎、字板屋 加藤嘉平治・加藤仕・加藤フジ、字辻 加藤宗一、字下 来鉢 佐藤ソデ、字ムタ 安部ユリ・安部小三郎・安部マサ・阿部コウ、字袋尾 加藤庄太郎、その他大字詰、植田村・挾間村・大分大道町の人々の寄進によるものもある。

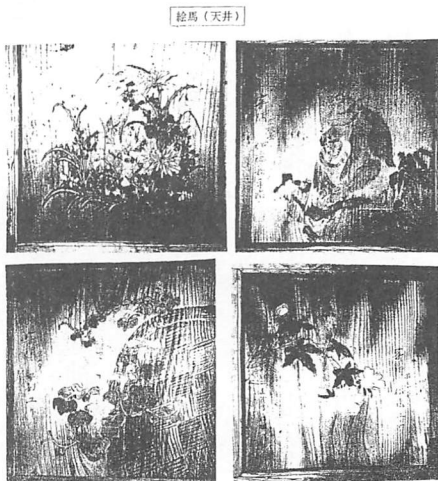
⑩ その他の奉納、寄進物件 \*玉垣、各種記念碑に記す各種



絵馬(欄間)



絵馬(天井)



絵馬(天井)

事業に伴う氏子・崇敬者の浄財は省略。

① 狛犬一対 (別府市) 加藤雅雄 拜殿前 昭和七年一月

(大分市) 安部栄 石段下 昭和十一年八月

②石灯笼一對 (中ノ上)加藤秀雄 神門前 昭和十二年一月

(目ノ子迫) 加藤百一 渡殿の左右 昭和十  
年十月

③石造花立一對 (無田)工藤静、同カヨ 拜殿前 平成八年

八月  
石造花立 (芦松) 大野嶋太郎 拜殿前向かって右側  
大正四年七月二十六日

④蠟燭立・佐藤タマ 拜殿前 昭和八年三月、

加藤ミサヲ拜殿前 (年月日不明)

⑤田 五畝二歩 (下来鉢) 加藤守吉、全カメ 神門建設記

念碑の左側 昭和十三年

⑥金三百円也 (在天津) 山下アン・(在牡丹江) 加藤ス

ズエ「上記二件神門手前右側に石柱あり」

⑦石造御手洗 石段下 (赤野) は読めるが、その他の文字  
は判読困難)

⑧樹木・梅樹一對 (皇太子御降誕記念 昭和八年十二月二十  
三日)

氏子総代 安部政貞・加藤勇作・加藤輝吉・佐藤森太  
郎・丸野新九郎、区長佐藤縫治・加藤茂・加藤馨

・小賀玉木 三本 (寄進者不明)

⑨旧郷社来鉢神社標識 総代加藤武義・佐藤仁・後藤貞・山  
田純夫・小野亀栄・大久保六雄 平成四年九月

### 十 境内記念碑に現れた事業

1 記念碑 (参道、神門の右、拜殿裏を回って、舞殿を経て社  
務所横から神門へ)

皇紀二千六百年、大鳥居移転、御神殿簾参道改築、植林、

石段竣工、神門建設、日露戦役、御大典、神殿移転、郷社昇  
格、国有地境内無償譲与、大典記念植林、神楽殿修復、第一

鳥居修復建立、拜殿修復、神殿葺替、「□尚社」祠建設の各  
記念碑

#### 2 大正の事業 (年代順)

① 大正天皇即位大典記念植林 大正四年

② 郷社昇格 大正十五年七月三十一日

#### 3 昭和の事業 (年代順)

① 昭和天皇御大典・神殿移転事業 昭和三年十二月

\*この年の十一月十日、昭和天皇即位の礼が京都御所  
で行われたが、神殿移転については具体的には不明。

② 神社創建千百年祭 昭和十年

\*金亀和尚が八六九年入寂すると、柞原八幡宮は特使  
をもって和尚の神霊を当神社に祀り、和尚大権現と  
称したというから、この年を創建の年とすれば、一

九六九年 (昭和四四) が千百年めに当たる。昭和十  
年に記念祭を行ったというのは、一八六九年 (明治

二) に千年を経過し、千年代に入ったので記念祭を  
実施したのであろうか。



③ 神門建設 昭和十一年

西寒田神社の中門改築に当り、これを来鉢神社に譲渡するとの申出をうけて、昭和十一年八月下旬、総代など関係者の協議がはじまり、九月初旬、西寒田神社に赴き解体を手伝い、同月八日その資材を荷馬車で持ち帰り、必要材木など準備のうえ、十月初旬神門組立て工事にかかり、十一月下旬に完成した。

④ 国有地無償譲与 昭和二十四年七月十五日

字カゲノキー〇六六番の一及び同一〇六七番（現在の境内、参道）の地は官有地であったが、無償譲与を請願し、認可されて昭和二十四年七月、社地として手続きを終わった。

⑤ 災害復旧事業 昭和三十二、三年

昭和二十年代後半、暴風雨のため境内林・建物の破損甚しく、氏子・崇敬者、総代・区長の協力により、神殿・神門・屋根・玉垣の大修理を行った。（昭和三十三年四月十一日、修理完成祝賀式での佐藤兵市祝辞による）

⑥ 参道太鼓橋改修 昭和四十一年三月（この記念碑はない）

この改修で通常の水平橋になった。

⑦ 御神殿簾・参道改修 昭和四十九年

神殿の簾を新調し、参道を改修した。

⑧ 拝殿修復・社務所改築 昭和五十六年

神殿・拝殿の老朽甚しく、社務所は倒壊寸前の状態であった。その修復・改築を行った。現在の社務所はこのときに改築したものである。

⑨ 大鳥居（第二鳥居）移転 昭和五十八年四月

この鳥居は昭和十三年、農協石城川支所前に建立されていたものであるが、交通事情の変化により、二度にわたり破損したので、現在地に移建された。大鳥居は小野千代吉・同キヨの寄進

⑩ 神楽殿修復、神殿葺替 昭和六十年（記念碑は別個）

神楽殿・倉庫修復は故加藤三郎氏の寄贈。神殿屋根の銅版は終戦間もない頃、何者かが約三分の二をはぎ取りトタンに換えられていたが、雨漏り甚しく新たに小型の銅版をもって葺き換えた。

4 平成の事業（年代順）

① 第一鳥居復旧 平成五年十二月

平成五年九月三日、前年九月の台風13号に見舞われ旧鳥居左柱を残して倒壊、新鳥居建立。

② 境内地植林 平成六年

前年九月の台風13号により甚大な被害を受けたので、檜三百本、樺五本を植樹した。

③ 石段改修工事 平成八年八月

\* 農道整備事業にともない、御手洗所及び狛犬の移設、

これに伴い石段を改修し手すりを設けた。なお、これは久大鉄工社長首藤政則の寄贈による。

## 十一 氏子総代

### 1 明治・大正・昭和十九年以前（任期不明）

明治二六年当時 加藤駿平、加藤嘉平治、安部元五郎・

佐藤元治

明治三三年当時 加藤駿平・安部休四郎・安部元五郎・

佐藤熊太郎

（明治四〇年の前任者）大野嶋太郎・佐藤縫治・安部萬平・

加藤栄作

明治四〇年二月当時 加藤仕・加藤由太郎・丸野由太郎・

小野清太郎

大正四年三月当時 大野嶋太郎・佐藤縫治・安部萬平・

加藤栄作

昭和三年四月、郷社昇格記念碑の総代名簿

加藤栄作・木口由太郎・三ヶ田佐太郎・

安部丈平

二期 加藤仕・加藤幾太郎・佐藤縫治・

加藤守吉

三期 佐藤鹿吉・安部政貞・加藤嘉四郎・

丸野丸喜

昭和十年十月当時 安部政貞・丸野新九郎・加藤勇作・

昭和十三年当時

加藤輝吉・佐藤森太郎・小野義雄  
安部浪太郎・佐藤兵市・加藤豊・  
加藤守吉・安部庫雄・長川駒喜

昭和十五年当時

加藤武市・安藤庫喜・池永和三郎・  
加藤勇作・佐藤兵市・三ヶ田駿一

2 昭和二十年以後

昭和二十二年当時

加藤百二・安部種松・佐藤兵市・  
池永和三郎・安部辰次郎・丸野伴蔵

昭和二十六年当時

小野権平・安部信太郎・佐藤数男・  
加藤高治・佐藤政喜・加藤高喜

昭和二十七年当時

加藤繁喜・安部政木・佐藤長尾・  
佐藤檜喜

（右記四名のみ判明）

昭和二九・九〇三二・八

加藤秀雄・安部伝・首藤弥市・  
長川勇・池永林平・佐藤兵市

昭和三二・九〇三五・八

佐藤数男・安部直人・加藤孝夫・  
加藤寿男・首藤弥市・木田幸生

昭和三五・九〇三八・八（不明）

昭和三八・九〇四一・八 佐藤兵市・安部種松・首藤麻雄・  
加藤繁・加藤定・安部勝美

昭和四一・九〇四四・八（不明）

昭和四四・九〇四七・八（不明）

昭和四七・九〇五〇・八 首藤弥市・安部勝美・三ヶ田績・

加藤幸人・大野利人・池永良雄

昭和五〇・九〇五三・八(不明)

昭和五三・九〇五六・八 三ヶ田績・坂本政男・安部三平・

安部保・池永守・佐藤幸一

昭和五六・九〇五九・八 加藤三郎・佐藤正・加藤柳・

安部求・長野武雄・首藤千里

昭和五九・九〇六二・八 阿南辰巳・大野満・加藤静馬・

首藤千里・安部正夫・三ヶ田静雄

昭和六二・九〇平二・八 安部文夫・近広徳馬・佐藤正・

佐藤好人・加藤吉夫・佐藤重夫

平成二・九〇五・八 加藤武義・佐藤仁・後藤貞・

山田純夫・小野亀栄・大久保六雄

平成五・九〇八・八 加藤稀夫・工藤静・佐藤定雄・

佐藤安人・安部泰弘・佐藤久

平成八・九〇十一・八 荒井吉郎・藤内福間・藤内竹虎・

安部磨・小野幸七・橋本憲治

平成十一・九〇一四・八 加藤忠夫・安部市郎・小松正道・

安部典生・佐藤平八郎・佐藤繁俊

(あとがき)

「来鉢神社沿革」と題して、神社の由来、現状について若干の記述を試みたが、これは単なる覚え書きであって、偶然の事情によつて、図らずも「挾間史談」に掲載されることになって面映い思いである。

来鉢神社は自宅から近いので、境内は子供の頃は格好の遊び場であり、上級生の一人が画架を持ってきて、神門付近から拝殿、殿を描いていたことなど、いろいろな思い出がある。また拝殿前に一對の石製唐獅子がある。

これは本家の祖父に当たる人が寄贈したこと、私事だが父が神社総代をしていた時、西寒多神社の神門を譲りうけ、来鉢神社に移建したこと、この神門の西側から、左右に石製の玉垣が鉄製の棒で一定間隔に連っている。神殿、拝殿の修理・改築の経費捻出のため寄付金を募ったのであろう、金額・氏名が刻まれている。石に刻まれている人々は、今は皆故人である。戦前、石城小学校では、神社祭礼の日、生徒一同先生に引率されて参詣していた。こんな思い出があつて、定年退職後神社の沿革の記録を調べておこうとしたのが発端で、全く個人的な覚え書であることを繰り返しておく。

伝金龜和尚像（祖師形坐像）

